

公立大学法人山梨県立大学内部統制システムに関する規程

(平成30年3月26日制定 法人第4112号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）における内部統制システムの整備の推進のための体制及び同体制に基づきモニタリングを行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「内部統制システム」とは、法人の業務を、法令等を遵守しつつ適正に執行していくために整備・運用する仕組みをいい、「内部統制」とは、個々の業務における内部管理の仕組みをいう。

2 この規程において「モニタリング」とは、内部統制が有効に機能していることを継続的に監視・評価する手続きのことをいう。

(内部統制に関する事務の体制)

第3条 法人に、内部統制システムに関する事務を統括する役員（以下「内部統制統括責任者」という。）を置き、副理事長をもって充てる。

2 部局（公立大学法人山梨県立大学文書管理規程（法人第4202号）第2条第6号の部局をいう。以下同じ。）に内部統制システムに関する事務を統括する職員（以下「内部統制責任者」という。）を置き、部局の長をもって充てる。

3 内部統制システムに関する事務は、経営企画課において処理する。

(モニタリングの実施)

第4条 各部局は、日常的に、又は臨時にモニタリングを実施し、その状況を定期的に内部統制統括責任者に報告するものとする。

2 内部統制統括責任者及び各部局の内部統制責任者は、前項のモニタリングの結果をもとに、内部統制システムの継続的な見直しに取り組むものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、内部統制システムに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。